

選挙当日における投票時間の繰上げについて（案）

令和5年8月

鶴田町選挙管理委員会

1 趣旨

当町では、これまで鶴田町長選挙及び鶴田町議会議員一般選挙の投票時間を午前7時から午後8時までとしてきた。このことについて、県内の近隣市町村において投票時間の繰上げを実施している状況や、期日前投票制度が定着している近年の投票環境の変化を踏まえ、令和6年2月執行予定の鶴田町議会議員一般選挙から投票時間を2時間繰り上げ、午後6時までとする。

当日投票時間（現行）	→	当日投票時間（繰上げ後）
午前7時～午後8時		午前7時～午後 <u>6</u> 時

2 近年の当町の選挙における当日の時間別投票状況（※）

選挙名	当日時間別投票者数			当日投票者数	投票総数	期日前投票者数
	7:00～18:00	18:00～19:00	19:00～20:00			
R5.6.4 県知事選	3,309人 (86.91%)	371人 (9.74%)	127人 (3.33%)	3,807人	6,397人	2,569人 (40.15%)
R5.4.9 県議会選	3,064人 (90.38%)	251人 (7.40%)	75人 (2.21%)	3,390人	5,151人	1,747人 (33.91%)
R4.8.7 町長選	4,426人 (92.38%)	249人 (5.19%)	116人 (2.42%)	4,791人	6,957人	2,132人 (30.64%)
R4.7.10 参院選	3,084人 (85.21%)	499人 (13.78%)	36人 (0.99%)	3,619人	5,797人	2,159人 (37.24%)
R3.10.31 衆院選	3,385人 (90.87%)	311人 (8.34%)	29人 (0.77%)	3,725人	5,640人	1,893人 (33.56%)

※当日時間別投票者数下のカッコ内は当日投票者数に対する割合。

※期日前投票者数下のカッコ内は投票総数に対する割合。

3 実施理由・効果

- ①期日前投票制度が定着し、期日前投票制度を利用する投票者が多くなっており、当日投票者数が減少してきている。
- ②当日の午後6時から午後8時までの投票者数はさらに少なくなり、午後6時までに繰り上げて選挙人の投票に支障をきたさないと考えられる。
- ③投票管理者及び投票立会人の負担軽減。
- ④従事者人件費の削減。

4 県内市町村の状況

令和4年7月の参議院議員通常選挙では、県内18市町村において一部の投票所の投票時間の繰り上げを実施している。また、近隣の市町村では、首長選挙及び議員選挙について、全ての投票所又は一部の投票所において、投票時間の繰り上げを実施している。(R5.6月時点)

5 投票時間繰上げに当たっての考え方

今回は、令和6年2月執行予定の鶴田町議会議員一般選挙に向けての投票時間の繰上げ(案)とし、今後、他の選挙(鶴田町長選挙等)においても検討していくこととする。

期日前投票の投票時間は、現行通り午前8時30分から午後8時までとする。

【参考法令】

◆公職選挙法

(投票所の開閉時間)

第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあっては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。